

第11回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：平成28年11月21日（月）

14:30～16:00

場所：三重県伊勢庁舎3階会議室

（伊勢市勢田町628番地2）



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会
NPO法人神社みなとまち再生グループ
伊勢湾漁業協同組合
伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
伊勢市大湊町振興会
伊勢市神社港自治会
伊勢市下野町自治区
伊勢市通町自治会
伊勢市一色町自治会
伊勢市田尻町会
伊勢市二見町今一色区自治会
三重県 県土整備部 流域管理課
三重県 県土整備部 港湾・海岸課
三重県 伊勢建設事務所
伊勢市 都市整備部
伊勢警察署 生活安全課
鳥羽海上保安部
国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
国土交通省中部地方整備局 河川部
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議事の内容

① 前回までの協議事項・報告事項

② 報告事項

▼ 係留施設の確保増 船舶係留施設の占用許可① 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設

勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設（平成27年12月24日に公募・申請・審査を経た管理者決定済）について、7月28日に占用許可し、8月1日より管理を開始しました。

- ①施設名 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ④占用面積 約3,243㎡
- ⑤収容能力 約100隻
- ⑥占用期間 平成28年8月1日から平成31年3月31日まで



▼ 係留施設の確保増 船舶係留施設の占用許可② 一色大橋下流左岸船舶係留施設

一色大橋下流左岸船舶係留施設について、管理者公募・申請・審査を経て8月18日に占用許可申請者を決定。9月1日に占用許可し、10月1日より管理を開始しました。

- ①施設名 一色大橋下流左岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ④占用面積 約730㎡
- ⑤収容能力 約10隻
- ⑥占用期間 平成28年9月1日から平成31年3月31日まで



▼ 係留対象船の減 船舶の自主撤去・係留施設の撤去

- ・ 占用許可施設からの自主撤去、転覆や傾斜した船舶の所有者に対する撤去指導の結果、52隻が自主撤去されました。
- ・ 重点的撤去区域内の損壊栈橋に対し、所有者探索・現地へ注意・警告文書貼付の結果、所有者が現れず撤去しました。

③ 協議・検討事項

▼係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

- 平成28年度に下記の3箇所について占用主体の決定に向けた手続きを進めることを協議しました。



▼係留対象船の減 係留対象船舶条件の見直し

- 「平成23年4月以降」新たに係留が確認された船舶は係留を認める対象条件から除外していましたが、「平成28年8月以降」に見直しました。また、平成28年7月以前から係留している船舶を買替えた場合並びに以前から係留している船舶を相続・譲渡した場合について、係留対象船舶として認めることについて協議しました。

▼係留対象船の減 所有者不明船の撤去

- 所有者不明船の撤去について、4ヶ年（平成32年3月まで）で計画的に実施することについて協議しました。

▼係留対象船の減 是正指導

- 協議会方針周知のため、不法係留船全所有者に啓発チラシを平成28年度内に送付するとともに、重点的撤去区域内の係留船所有者に対する段階的指導（警告書の送付・現地に警告看板設置・指示書の交付）を平成29年度に実施することについて協議しました。

～委員からのご意見～

- ・転覆船舶の船舶所有者による自主撤去期間を極力短縮する対策を行って欲しい。
- ・購入等船舶入手の際、所有者に対する係留場所の明確化のための規制対策を行って欲しい。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・占用主体の決定に向けて平成28年度は3箇所で行うこととした。
- ・係留対象船舶数の推移及び船舶所有者からの要望を勘案し、「平成28年8月以降、新たに係留が確認された船舶でない」に条件を見直すとともに、平成28年7月以前から係留している船舶を買替えた場合並びに以前から係留している船舶を相続・譲渡した場合について、係留対象船舶として認めることとした。
- ・平成32年3月までに不法係留船ゼロを目指し、引き続き是正指導等の対策を講じていくこととした。
- ・次回の協議会は平成29年10月頃、開催予定とする。